

く報道発表資料>

福祉部 こども安全課 児童虐待対策担当 大沢 直通 048-830-3335

内線 3373

E-mail: a3340-01@pref.saitama.lg.jp

令和3年10月29日

11月は児童虐待防止推進月間! ~ 県内の施設がオレンジ色にライトアップ~



毎年11月は厚生労働省が「児童虐待防止推進月間」と定めています。

埼玉県では、この期間中に児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」にちなんで県内の施設をオレンジ色にライトアップするほか、DVと児童虐待防止の共同啓発活動では、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」にちなんだパープル色も併せてライトアップします。

また、埼玉県庁本庁舎南側の三面塔には、9月から児童虐待防止に係るメッセージを 掲出しているほか、11月からは埼玉県庁本庁舎東側の懸垂幕により、児童虐待防止月間を知らせる内容を掲出し、児童虐待防止のための広報・啓発活動を行います。

1 ライトアップされる県内の施設

- (1) パープル&オレンジライトアップ(DV、児童虐待防止の共同啓発活動)
 - 埼玉会館(11月8日(月)~11月25日(木))
 - ・ ハーモニー春日部 (11月12日(金)~12月10日(金))
- (2) オレンジライトアップ
 - 彩の国さいたま芸術劇場(11月1日(月)~11月11日(木))
 - さいたまスーパーアリーナ (11 月 15 日(月)~11 月 17 日(水))
 - 埼玉県立小児医療センター(カリヨンの樹)(11月1日(月)~11月11日(木))
- ※ ライトアップ時間は日没後から概ね22時ころまで(各施設により異なります)

2 三面塔による啓発活動

(1) 場所

埼玉県庁本庁舎南側玄関前

(2) 掲出日

令和3年9月6日(月)~令和6年3月31日(日)

(3) 啓発内容

「児童虐待のない社会へ」

3 懸垂幕による啓発活動

(1) 場所

埼玉県庁本庁舎東側壁面

(2) 掲出日

令和3年11月1日(月)~同年11月30日(火)

(3) 啓発内容

「11月は児童虐待防止推進月間です」



